

さいたま市告示第1117号

令和7年度さいたま市立病院自動販売機設置事業者公募について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年7月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

令和7年度さいたま市立病院自動販売機設置事業者公募
自動販売機3台

(2) 設置場所

公募要領のとおり

(3) 公募概要

公募要領のとおり

(4) 貸付期間

公募要領のとおり

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和7年4月1日時点において、さいたま市自動販売機設置業者登録名簿（以下「名簿」という。）に登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(1) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(2) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(3) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 公募要領等の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たすものに対し、公募要領等を交付する。

(1) 交付場所

ア 〒336-8522 さいたま市緑区大字三室2460番地 さいたま市 保健衛生局 市立病院 病院経営部 病院施設管理課 管理・防災係 電話 048(873)4248
イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/001/p121778.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和7年8月14日(木)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において入札参加申込にかかる結果通知を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書
イ 公募要領に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和7年8月14日(木)必着。書留郵便(簡易書留を含む。)により提出すること。

イ 送付先

3(1)アに同じ

5 一般競争入札参加証の交付

提出された必要書類等について審査・確認後、不備等がなかった場合には申込者に一般競争入札参加証を交付するものとする。

(1) 交付場所

全て郵送とする

(2) 交付日時

令和7年8月18日(月)に発送する。(予定)

6 入札手続等

(1) 入札方法

公募要領のとおり

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和7年8月22日（金）午前11時00分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院 本館3階 アッセンブリーホール

7 入札保証金

免除とする。

8 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和7年8月22日（金）入札終了後、直ちに行う。

(2) 場所

6(2)イに同じ

9 落札者の決定方法

さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定貸付料価格（月額）以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が複数あるときは、直ちに、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

10 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

11 入札事務を担当する課

さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課

電話 048（873）4248 FAX 048（873）5451

12 契約手続等

(1) 契約保証金

公募要領のとおり

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

13 その他

(1) 入札参加者は、入札後、本告示、公募要領、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(2) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院施設管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、公募要領による。